

○登米市企業立地促進条例施行規則

平成19年2月1日

規則第3号

改正 平成19年7月25日規則第48号
平成20年6月23日規則第39号
平成22年4月30日規則第25号
平成22年9月30日規則第35号
平成24年7月5日規則第39号
平成25年2月27日規則第8号
平成25年10月1日規則第39号
平成26年3月27日規則第15号
平成28年12月28日規則第49号
平成29年3月30日規則第17号
令和2年3月24日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、登米市企業立地促進条例（平成18年登米市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業所)

第2条 条例第2条第1号の規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる次の産業
 - ア 大分類Eの製造業
 - イ 大分類Hの運輸業の中分類道路貨物運送業
- (2) 独立した建築物で製造・加工の業務を伴う産業で特に市長が認めた事業所
(助成対象企業者の指定の申請)

第3条 条例第4条第2項の規定による申請は、指定企業者申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、事業所の業務を開始する30日前までに市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業所の位置図
- (3) 生産施設及び環境施設等の配置図
- (4) 法人登記簿謄本又は住民票抄本
- (5) 定款又はこれに準ずるもの
- (6) 直近の財務諸表
- (7) 常時雇用従業員名簿または奨励金交付申請時までの採用計画書
- (8) 投下固定資産の取得価額が明らかとなる書類

- (9) 固定資産の課税標準額が分かる書類
- (10) 環境関連法令及び宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に係る届出書等の写し
- (11) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による確認済証（写し）または、第7条第5項の規定による検査済証（写し）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 条例第4条第3項の規定による通知は、指定企業者決定通知書（様式第2号）又は指定企業者不承認決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（指定申請の内容の変更の届出）

第4条 条例第5条の規定による届出は、指定企業者申請内容変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

（指定の取消し）

第5条 条例第6条の規定による指定の取り消しは、指定企業者取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（奨励金の交付申請等）

第6条 条例第7条の規定による奨励金の交付申請は、次の各号に掲げる奨励金ごとに当該各号に定める申請期間及び提出書類により行うものとする。

(1) 企業立地促進奨励金

ア 申請期間 固定資産税の全額を納付した日から市長が指定した日

イ 提出書類 企業立地促進奨励金交付申請書（様式第6号）及び次に掲げる関係書類。ただし、条例第4条第1項第4号による申請の場合は、賃借に係る料金を納入したことを明らかにする書類も添付するものとする。

- (ア) 固定資産評価証明書
- (イ) 納税証明書
- (ウ) 登記簿謄本
- (エ) 常時雇用従業員名簿
- (オ) 資産証明書
- (カ) その他市長が必要と認めるもの

(2) 企業立地投資奨励金

ア 申請期間 操業を開始した年の翌年の4月1日から翌々年の3月31日までの間において、市長が指定した日

イ 提出書類 企業立地促進奨励金交付申請書（様式第6号の2）及び次に掲げる関係書類

- (ア) 事業実績書
- (イ) 投下固定資産額を証する書類
- (ウ) 常時雇用従業員名簿（雇用保険被保険者証などの雇用してあることが証

明できる書類を含む。)

(エ) 固定資産の課税標準額が分かる書類

(オ) その他市長が必要と認めるもの

(3) 用地取得奨励金

ア 申請期間 操業を開始した年の翌年の4月1日から翌々年の3月31日までの間において、市長が指定した日

イ 提出書類 用地取得奨励金交付申請書(様式第6号の3)及び次に掲げる関係書類

(ア) 建築確認申請書の写し

(イ) 着工届

(ウ) 土地売買契約書の写し

(エ) 納税証明書

(オ) 土地登記簿謄本

(カ) その他市長が必要と認めるもの

(4) 雇用促進奨励金

ア 申請期間 交付を受けようとする年度の4月末まで

イ 交付対象者数

(ア) 条例第9条第2項第1号で定める常時雇用従業員数は、交付を受けようとする前年度3月末の新規常時雇用従業員数から既に交付の対象となった常時雇用従業員数を差し引いた数

(イ) 条例第9条第2項第2号で定める常時雇用従業員数は、前年度の平均常時雇用従業員数から交付を受けようとする前々年度の平均常時雇用従業員数を差し引いた数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

ウ 提出書類 雇用促進奨励金交付申請書(様式第6号の4)及び次に掲げる関係書類

(ア) 従業員の住民票抄本

(イ) 従業員の雇用保険被保険者証の写し又は当該従業員を1年以上雇用していたことを証する書類

(ウ) その他市長が必要と認めるもの

(5) 上水道料金助成金

ア 申請期間 当該年の上水道料金の全額を納付した日から30日以内。この場合において、上水道料金の額については、交付期間の初年は営業開始日の属する月から12月までの額、交付期間の終了する年は1月から交付期間の終了する月までの額とする。

イ 提出書類 上水道料金助成金交付申請書(様式第6号の5)及び次に掲げる

関係書類

- (ア) 上水道料金を納入したことを明らかにする書類（写し）
- (イ) その他市長が必要と認めるもの

(6) 環境整備奨励金

ア 申請期間

- (ア) 緑化推進奨励金 緑化事業完了の日から30日以内
- (イ) 環境奨励金 受益者負担金の全額を納付した日から30日以内

イ 環境整備奨励金交付申請書（様式第6号の6）及び次に掲げる関係書類

- (ア) 緑化事業実績報告書
- (イ) 緑化事業実施箇所を明らかにする図面
- (ウ) 緑化事業請負契約書（写し）
- (エ) 緑化事業費の支払を明らかにする書類
- (オ) 公共下水道受益者負担金を納入したことを明らかにする書類（写し）
- (カ) その他市長が必要と認めるもの

（企業立地投資奨励金の交付額の算定から除かれる奨励金）

第6条の2 県が交付するみやぎ企業立地奨励金及び固定資産のうち土地を除く資産の取得に要した経費を対象として国、県等が交付する奨励金その他の給付金のうち、補助率が2分の1以上のものとする。

（上水道料金助成金の交付対象）

第7条 条例第10条第1項の規則で定める事業所とは、規則第2条第1号の内、中分類食料品製造業の用に供する施設をいう。

（奨励金の交付可否の通知）

第8条 条例第12条第2項の規定による通知は、奨励金交付決定通知書（様式第7号）又は奨励金不交付決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（交付申請の内容変更の届出）

第9条 条例第13条の規定による届出は、奨励金交付申請変更届出書（様式第9号）に関係書類を添えて、変更の日から30日以内に行うものとする。

（地位の継承）

第10条 条例第14条の規定による申請は、継承の日から30日以内に相続等による特例に係る継承届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第11条 条例第15条第1項の規定による交付決定の取消しは、交付決定の日から5年以内とし、奨励金交付取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

（奨励金の返還通知）

第12条 条例第15条第1項の規定による返還は、奨励金返還通知書（様式第12号）に

より行うものとする。

(返還金の附帯利息の利率)

第13条 条例第15条第2項の割合は、年10.95パーセントとする。

(立入調査の身分証明書)

第14条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、立入調査身分証明書(様式第13号)とする。

(環境に配慮した取り組み)

第15条 指定を受けようとする企業者は、環境に配慮した事業に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年12月18日から適用する。
(登米市企業立地優遇条例施行規則の廃止)
- 2 登米市企業立地優遇条例施行規則(平成17年登米市規則第149号)は、廃止する。
(登米市企業立地優遇条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、登米市企業立地優遇条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年7月25日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登米市企業立地促進条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年6月23日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月30日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年9月30日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月5日規則第39号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年2月27日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登米市企業立地促進条例施行規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年10月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月27日規則第15号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第49号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日規則第17号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月24日規則第 8 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

指定企業者申請書

年 月 日

(あて先) 登米市長

所在地
名称及び代表者名



登米市企業立地促進条例第4条第2項の規定により指定企業者の指定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 会社等の概要(本社等)

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 電話番号
- (4) 設立年月日 年 月 日
- (5) 資本金
- (6) 従業員数 (男 人・女 人・合計 人)
- (7) 事業内容
- (8) 主な生産品目

2 新事業所の概要

- (1) 立地の区分 (新設) (移設) (増設)
- (2) 事業所の名称
- (3) 事業所の建設地
- (4) 生産品目
- (5) 従業員 (男 人・女 人・合計 人)
- (6) 新規雇用者数 (男 人・女 人・合計 人)
- うち市内雇用者数 (男 人・女 人・合計 人)

3 事業所建設の概要

- (1) 敷地面積 m²
- (2) 建築面積 m²(建築延面積 m²)
- (3) 土地取得年月日 年 月 日
- (4) 工事着工年月日 年 月 日
- (5) 完成年月日 年 月 日
- (6) 操業等開始年月日 年 月 日
- (7) 投下固定資産額

ア	家屋		円
イ	償却資産		円
	計		円
(8)	使用水量		
ア	上水道	m ³ /月	
イ	地下水	m ³ /月	
ウ	その他	m ³ /月	
(9)	緑地内容		
ア	緑地面積	m ²	
イ	構成比率	%	
ウ	緑地内容		
(10)	環境に配慮した取り組み事項		

関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業所の位置図
- (3) 生産施設及び環境施設等の配置図
- (4) 法人登記簿謄本又は住民票抄本
- (5) 定款又はこれに準じるもの
- (6) 直近の財務諸表
- (7) 常時雇用従業員名簿または奨励金交付申請時までの採用計画書
- (8) 投下固定資産の取得価格が明らかとなる書類
- (9) 環境関連法令及宮城県公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に係る届出書等の写し
- (10) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証(写し)及び第7条第5項の規定による検査済証(写し)
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

指定企業者決定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称及び代表者名 様

登米市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定企業者の申請について、登米市企業立地促進条例第4条第3項の規定により下記のとおり指定企業者に決定したので通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定企業者名
- 3 立地の別 (新設) (移設) (増設)
- 4 事業所の所在地
- 5 事業所の名称
- 6 業種
- 7 指定の条件

様式第3号(第3条関係)

指定企業者不承認決定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称及び代表者名 様

登米市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定企業者の申請について、下記の理由により不承認と決定したので登米市企業立地促進条例第4条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 不承認の理由

様式第4号(第4条関係)

指定企業者申請内容変更届出書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名

印

次のとおり申請した内容を変更したいので、登米市企業立地促進条例第5条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 変更理由
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更事項
- 6 参考資料

様式第5号(第5条関係)

指定企業者取消通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 ④

次の理由により指定企業者の指定を取り消しますので、登米市企業立地促進条例第6条及び登米市企業立地促進条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

指定取消しの事由

様式第6号(第6条関係)

企業立地促進奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名



登米市企業立地促進条例第12条第1項の規定により企業立地促進奨励金の交付を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者名
- 4 交付申請額 金 円
- 5 操業開始年月日 年 月 日

関係書類

- (1) 固定資産評価証明書
- (2) 納税証明書
- (3) 登記簿謄本
- (4) 常時雇用従業員名簿(雇用保険被保険者証などの雇用してあることが証明できる書類を含む。)
- (5) 資産証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号の2(第6条関係)

企業立地投資奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

印

登米市企業立地促進条例第12条第1項の規定により企業立地投資奨励金の交付を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者名
- 4 交付申請額 金 円
- 5 操業開始年月日 年 月 日

関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 投下固定資産額を証する書類
- (3) 従業員名簿(雇用保険被保険者証などの雇用してあることが証明できる書類を含む。)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号の3（第6条関係）

用地取得奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

印

登米市企業立地促進条例第12条第1項の規定により用地取得奨励金の交付を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者氏名
- 4 交付申請額 金 円
- 5 操業開始年月日 年 月 日

関係書類

- (1) 建築確認申請書の写し
- (2) 着工届
- (3) 土地売買契約書の写し
- (4) 納税証明書
- (5) 土地登記簿謄本
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号の4(第6条関係)

雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

㊦

登米市企業立地促進条例第12条第1項の規定により雇用促進奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者名
- 4 交付申請額 金 _____ 円(交付対象人数×20万円)

常時雇用従業員数						
条例第9条第1項第1号(指定企業者)	条例第9条第1項第2号					
	① 交付対象人数	② 前々年度平均 常時雇用人数	③ 交付を受け ようとする前 年度の3月末 現在	④ 増加人数 (③-②)	⑤ ④の内 新規雇用者	交付対象人数 (⑤-3人)
	人	人	人	人	人	人

※①は交付を受けようとする前年度3月末で引き続き1年以上雇用している市内在住新規常時雇用従業員数で、既に交付を受けた雇用促進奨励金に係る者の数を控除する。

⑤は交付を受けようとする前年度3月末で引き続き1年以上雇用している市内在住新規常時雇用従業員数。

- 5 操業開始年月日 _____ 年 月 日

関係書類

- (1) 従業員の住民票抄本
- (2) 従業員の雇用保険被保険者証の写し又は当該従業員を1年以上雇用していたことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号の5(第6条関係)

上水道料金助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名



登米市企業立地促進条例第12条第1項の規定により上水道料金助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 代表者氏名
- 6 交付申請額 円
- 7 操業開始年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 上水道料金を納入したことを明らかにする書類(写し)
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号の6(第6条関係)

環境整備奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名



登米市企業立地促進条例第12条第1項の規定により環境整備奨励金(緑化推進奨励金・環境奨励金)の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者名
- 4 交付申請額 金 円
- 5 操業開始年月日 年 月 日

関係書類

- (1) 緑化事業実績報告書
- (2) 緑化事業実施箇所を明らかにする図面
- (3) 緑化事業請負契約書(写し)
- (4) 緑化事業費の支払を明らかにする書類
- (5) 公共下水道受益者負担金を納入したことを明らかにする書類(写し)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第7号(第8条関係)

奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称及び代表者名 様

登米市長



年 月 日付けで申請のあった 奨励金交付について、下記のとおり決定したので登米市企業立地促進条例第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 交付額 金 円

様式第8号(第8条関係)

奨励金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 印

年 月 日付で申請のあった 奨励金交付について、次の理由により不交付と決定したので、登米市企業立地促進条例第12条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第9号(第9条関係)

奨励金交付申請変更届出書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名



登米市企業立地促進条例第13条の規定により下記のとおり申請内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 変更理由
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更事項

関係書類

様式第10号(第10条関係)

相続等による特例に係る継承届出書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名



次のとおり継承したので、登米市企業立地促進条例第14条の規定により関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 被継承者の所在地
- 6 被継承者の名称
- 7 継承年月日 年 月 日
- 8 継承の理由

関係書類

継承に関する事実を明らかにする書類(法人登記簿謄本等)

様式第11号(第11条関係)

奨励金交付取消通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 ㊟

次の理由により 奨励金の交付を取り消しますので、登米市企業立地促進
条例第15条の規定により通知します。

記

取消の理由

様式第12号(第12条関係)

奨励金返還通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 印

登米市企業立地促進条例第15条の規定により 奨励金の返還を求めますので
通知します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 納付期日 年 月 日
- 3 返還理由

様式第13号(第14条関係)

(表)

立 入 調 査 身 分 証 明 書	
写 真	第 号 所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、登米市企業立地促進条例第16条の規定により立入調査をすることができる職員であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
登米市長	印

(裏)

登 米 市 企 業 立 地 促 進 条 例 抜 粋
(報告及び調査)
第16条 市長は、この条例による事務の適正を期するため、指定企業者又は奨励金等の交付を受けた者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をしてその事業所等に立ち入らせ、関係帳簿等を調査させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。